

## 今回のテーマ「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置-続報②」について

外国人技能実習機構から、重要なお知らせ（2022.10.7）【入国前の事前手続「ファストトラック」及び「Visit Japan Web サービス」の利用の徹底に係る取扱いの一部変更等について（周知）】が出されました。水際対策強化に係る新たな措置(34)に伴うものです。機構HPをご覧ください。<https://www.otit.go.jp/>

↓こちらは10/7 機構HPに掲載された周知文書の一部です。全文は機構HPから確認ください。

入国前の事前手続「ファストトラック」及び「Visit Japan Web サービス」の利用の徹底に係る取扱いの一部変更等について（周知）

これまで、実習実施者及び監理団体の皆様におかれては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等を踏まえた各種措置に御協力をいただいておりますところ、「水際対策強化に係る新たな措置（34）」（令和4年9月26日）（以下「措置（34）」という。）等を踏まえ、その一部の取扱いを下記のとおり変更することとしますので、お知らせします。

記

技能実習計画認定申請時の提出が不要となります。

### 1 ファストトラック及びVisit Japan Web サービスの利用の徹底のための確認書の提出について

- 技能実習生の日本への入国に当たっては、「入国前の事前手続「ファストトラック」及び「Visit Japan Web サービス」の更なる利用の徹底について（依頼）」（令和4年5月25日出入国在留管理庁・厚生労働省・外国人技能実習機構、令和4年6月8日最終改正）<sup>1</sup>の2（3）に基づき、令和4年6月22日以降、技能実習計画の認定申請時等にファストトラック及びVisit Japan Web の利用に関する確認書の提出を求めていたところ、措置（34）<sup>2</sup>により、日本国内に所在する受入責任者による入国者健康確認システム（ERFS）における申請を求めないこととされたことを踏まえ、本年10月11日以降の申請においては同確認書の提出は不要とします。
- ただし、措置（34）等に基づく更なる水際の緩和により、今後も、技能実習生を含む外国人の入国が見込まれるところ、引き続き、入国時の検疫、入国審査、税関手続等の混雑が予想されることから、ファストトラック及びVisit Japan Web サービスについては、令和4年3月18日付け事務連絡<sup>3</sup>等に基づき利用の徹底を図っていただく必要がある点、御留意ください。
- なお、先述の令和4年6月8日付け事務連絡の2（1）の主務省庁からの利用状況に係る聴取については引き続き実施する予定としていることから、監理団体等の皆様におかれては御協力をお願いいたします。

引き続きご協力を！